

日中、自宅で一人きりとなる高齢者の方へ 安心・安全情報キットを配布します

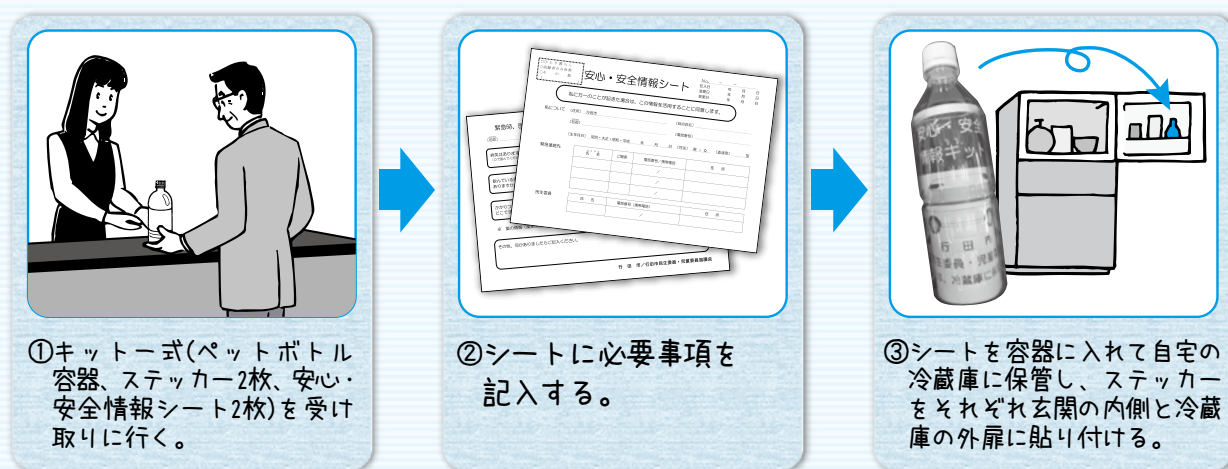
市では、平成22年度から、主に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、民生委員の協力を得て「安心・安全情報キット」を戸別配布しています。

このキットは、身体状況(過去にかかったことのある病気や外傷など)や緊急連絡先などを記入した用紙を、ペットボトル容器に入れて自宅の冷蔵庫に常備しておくことで、急病などで救急隊が駆け付けた際に迅速で適切な処置を行えるよう設置するものです。

今回は、家族の方が仕事などで日中不在となり、高齢者が実質的に一人で過ごす状態となる家庭を対象に、次のとおり配布します。受け取りを希望する高齢者やその家族の方は、高齢者福祉課までお越しください。

▶配布場所 高齢者福祉課

▶配布から設置までの流れ



①キッケー式(ペットボトル容器、ステッカー2枚、安心・安全情報シート2枚)を受け取りに行く。

②シートに必要事項を記入する。

③シートを容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管し、ステッカーをそれぞれ玄関の内側と冷蔵庫の外扉に貼り付ける。

※救急隊はステッカーを目印にキット設置の有無を判断します。

※シートは2枚配布します。1枚を市へ提出していただければ、緊急時の情報として活用します(提出は任意)。

▶問い合わせ 同課高齢福祉担当(内線225)

「ながちか(長親)体操」サポーター養成講座(9月コース)



ながちかくん かいひめちゃん

ながちか(長親)体操は、65歳以上の方がいつまでも元気に暮らしていただけるために作られたもので、ストレッチや筋力トレーニング、リズム体操、口の体操からできています。年齢を重ねると弱くなりがちな筋肉を動かしたり、柔軟性やバランス感覚を高めたりすることにより、身体機能を維持することができます。この体操を広めるサポーターになって、元気な方を増やしていきませんか。

▶日時 9月10日(火)・17日(火)・24日(火)、10月1日(火)・21日(月)(全5回)午後2時~4時

▶場所 産業文化会館2階第2会議室

▶内容 ながちか(長親)体操の講義、実習など

▶対象 養成講座に参加後、所属の団体(自治会、いきいきサロンなど)に体操を普及していただける方。または、希望する団体に対して、体操を普及していただける方。

▶定員 30人(先着順)※1団体2~5人の6団体程度

▶持ち物 運動できる服装、運動靴、タオル、飲み物、筆記用具

▶申し込み・問い合わせ 8月27日(火)までに直接または電話で高齢者福祉課地域支援担当(内線278)

子育てを応援します

皆さんの子育てを応援するために、各種制度があります。ぜひご利用ください。
なお、制度の利用に際しては、それぞれ所得制限がありますのでご注意ください。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害のある子どもを育てている方に、子どもが18歳になった年度末まで(子どもが政令で定める障害があるときは20歳まで)支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

▶**対象** 次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、養育者

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母に一定の障害がある子ども
- ・父または母の生死が明らかでない子ども
- ・父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・父または母が裁判所からのDV保護処分を受けた子ども
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・母が婚姻によらず妊娠した子ども

※婚姻には、婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)を含みます。

次のような場合には受けられません

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
- ・申請する方が公的年金を受けることができるとき
- ・子どもが父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
- ・子どもが父または母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき
- ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

※障害年金の子どもの加算については、子どもの加算額を児童扶養手当額が上回る場合、児童扶養手当を選択して受給できるようになりました。

ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭などで子どもを育てている方(養育者を含む)と子どもに対し、医療費の一部が支給される制度です。申請を受け付けた日から支給の対象になります。

▶**問い合わせ** 児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等児童養育手当については子育て支援課子育て支援担当(内線262)または子育て総合支援窓口☎556-2011、ひとり親家庭等医療費支給については保険年金課医療担当(内線226・227)

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

次のような場合は受けられません

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
- ・子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
- ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

ひとり親家庭等児童養育手当

父もしくは母または父母の双方が欠けている義務教育就学中の子どもを養育している方に支給されます。

▶**対象** 次のいずれかに該当する子どもを養育している方

- ・父もしくは母または父母の双方が死亡した子ども
- ・父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消した子ども
- ・母が婚姻によらず出産した子ども

次のような場合は受けられません

- ・生活保護を受けている世帯の保護者
- ・現年度(4月分から7月分の手当については前年度)の市町村民税の所得割が課税されている保護者